公益目的事業４項目と収益事業等３項目

区分	種別（認定法別表ＮＯ）
公１	地域社会の健全な発展を目的とする事業（十九）
公２	児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業（七）
公３	教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業（九）
公４	国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業（十五）
他１	会員の指導力指啓発、知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
他２	国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
他３	会員拡大事業